

平成27年度第3回横浜市児童福祉審議会放課後部会 会議録	
日 時	平成28年3月18日（金）17時30分～18時00分
開催場所	マツ・ムラ ホール 第1会議室 第2会議室
出席者	明石要一委員、橋本ミチ子委員、相原和行委員、大野功委員、工藤春治委員、永井萬里子委員、森佳代子委員
欠席者	梁田理恵子委員、住田昌治委員、山手英樹委員
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p><議事></p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督について ・<その他>
決定事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督について、委員の意見を基に発出することについて了承した。
<p><議事></p> <p>1 横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督について</p> <p>(事務局) 資料5～7に基づき説明</p> <p>(明石部会長) 「監査指針」案と「指導監督基準」案の2つの説明がありました。これらは横浜市が独自に作成したものであるということですね。委員から意見を聴取し、事務局で整理して、次回また提案するということでしょうか。</p> <p>(事務局) 委員の皆様からご意見を伺い、その意見をどのように反映させたかはお伝えしますが、この部会で再度審議することなく、事務局で作業を進めさせていただければと思っております。5月には発出し、その後、監査に入りたいと思っております。</p> <p>(大野委員) 「指導監督基準」案は非常に細かくできているようなのですが、監査は何人ぐらいで実施されるのでしょうか。監査者の身分は職員だと思うのですが、資格を持っているのでしょうか。また、監査のマニュアルはあるのでしょうか。</p> <p>(事務局) 監査は、局と区の職員が複数体制で実施します。監査を行う者の資格については、児童福祉法で、「質問又は立入調査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。」と規定してありますので、実際に監査を行う職員は、身分証を携帯して執行させていただきます。法を受けた施行規則の様式に則り、身分証を作成し、携行します。マニュアルについては、「指導監督基準」の策定後、監査の実施までに作成します。</p> <p>(大野委員) 放課後児童健全育成事業者に対し、監査の実施時期等の周知はどのような形で行うのでしょうか。</p> <p>(事務局) 個別に放課後児童健全育成事業所と調整し、大体1、2カ月前には日にちを決定します。日にちが確定したら該当の事業所へ文書で通知をします。</p> <p>(森委員) 実際に行政指導があつて事業停止命令が万が一出てしまった場合、事業が停止している間の子どもの居場所は保障されるのですか。</p> <p>(事務局) 「監査指針」案に、「事業制限命令又は事業停止命令を行おうとする場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、当該事業所が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図ること」と規定しており、事業制限命令・事業停止命令等があつた場合には、利用児童の行き場所がなくなるようなことのないように周囲の放課後児童健全育成事業所と調整し、居場所を確保していくこととなっております。</p> <p>(大野委員) 補助金を交付している事業所がありますが、補助金が適切に執行されているかどうかについてはどのよ</p>	

うに確認するのですか。

(事務局) 補助金の執行状況につきましては、これまでも訪問調査で確認しておりました。来年度から監査を行いますが、それと同時にこれまでと同様の訪問調査も並行して行いますので、3年に1度確認させていただきます。また、自己点検を毎年行っていただきますので、その自己点検の中で適切な執行について事業所自ら確認し、その旨の報告をいただくということにさせていただいております。

(明石部会長) これは非常に先駆的で意欲的な提案だと思います。大学には大学基準協会、短期大学には短期大学基準協会というのがあり、6年に1回監査を行います。不適正な場合は、「指導監督基準」案と同じように改善や弁明の措置を行います。

先ほど大野委員からもありましたが、大学の場合も財務の問題があります。短大の場合は4人で行くのですが、1人は財務に詳しい方がいます。やはり財務の視点と教育ソフトの視点は違うので、放課後児童健全育成事業についても、財務の視点と育成支援の視点で確認されるのでしょうか。一番難しいのは育成支援の項目であり、チェックリストをうまくつくっていただくと良いでしょう。面積、人数、時間等の客観的な項目は確認しやすいですが、育成支援については、監査を行う職員がかわっても対応できるようにマニュアルが必要となるでしょう。事故発生や苦情についても記載されておりますので、この「監査指針」及び「指導監督基準」による監査は、非常に期待ができます。

(相原委員) 育成支援については、どのようにチェックするのか教えてください。

(事務局) 育成支援については、客観的な証拠や資料で確認するのが難しいところもあるかとは思いますが、立入調査においては、資料の確認と同時に職員へのヒアリング等も行いますので、ヒアリング等を通して、どういった取り組みをしているのか、また、業務日誌にきちんと書かれているか等を中心に確認していきたいと思っております。また、ヒアリングを行うことで、意識の啓発を行い、事業の質を底上げできるのではないかなと考えております。

(明石部会長) 教育委員会に「指導訪問」というのがあります。「指導訪問」では、教育内容のことも書類のことも確認します。教育内容の指導のソフト部分についてのチェックリストを参考にしながら、育成支援のチェックリストをつくられるといいと思います。

資料	資料1 横浜市児童福祉審議会放課後部会 委員名簿 資料2 横浜市児童福祉審議会放課後部会 事務局名簿 資料3 横浜市児童福祉審議会条例 資料4 横浜市児童福祉審議会運営要綱 資料5 放課後児童健全育成事業所に対する定期監査の実施について 資料6 横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針(案) 資料7 横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準(案) 参考1 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 参考2 放課後児童クラブ運営指針
特記事項	本日の議事録は、各委員に確認していただいた後、ホームページで公開する予定です。